

重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス「ひかり」の事業について

練馬区内で不足する重症心身障害児の通いの場を確保するため、こども発達支援センターに重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービスを令和7年4月から開設しています。児童福祉法に基づくサービスのため、利用に当たっては通所受給者証（ピンク色の受給者証）が必要となります。また、法令上の規定による自己負担があります。

【事業概要】

対象児童	区内にお住いの重度・重複障害に相当する小中高校生
利用日	月曜日から金曜日 (土曜日・日曜日・祝日と12月29日から1月3日は休館)
利用時間	学校登校日：放課後から午後5時 学校休校日：午前10時から午後4時
利用日数	週1日 曜日固定
定員	1日あたり最大3人（うち医療的ケア児1名）
場所	練馬区立こども発達支援センター1階 発達支援室1 (光が丘3丁目1番1号)
送迎	学校へのお迎えは、区内を学区域とし肢体不自由児を対象とする特別支援学校を対象に、曜日を固定して行います。 ・月、火、水、金…都立大泉特別支援学校 ・木 …都立志村学園 なお、学校からセンターへお送りいただける場合は、曜日を問わずお申込みいただけます。 なお、自宅への送迎については、ご希望者全員が対象ですが、ルートにより曜日の調整等が必要となることがあります。 送迎時は、看護師等が同乗します。
実施可能な医療的ケア	たんの吸引、経管栄養、導尿、血糖測定・インスリン投与、常用薬の与薬、けいれん時の処置 ※酸素療法や人工呼吸器管理など、上記の医療的ケア以外の内容については対応できません。 ※医療的ケアの実施については、医療的ケア等実施判定会議にて決定します。
実施体制	特定非営利活動法人 発達支援研究所スプラウト（こども発達支援センター 通所支援事業等業務委託事業者）が区の委託を受けて実施します。原則として、看護師等2名が担当します。
実施期間	令和9年3月31日まで

※空き状況および利用手続きについては、お問い合わせください。

【お問い合わせ】

福祉部 障害者サービス調整担当課 こども発達支援センター
電話：03-3975-6251（直通） ファクス：03-3975-6252